

令和5年度

事業系廃棄物処理に関する資料

# 事業系廃棄物の適正処理について

## 【内容】

- ① 事業系一般廃棄物について
- ② 事業用大規模建築物について
- ③ 事業用大規模建築物の立入検査について

# ① 事業系一般廃棄物について

# 一般廃棄物とは

- ◆ 「一般廃棄物」とは、  
産業廃棄物以外の廃棄物をいう。  
(廃棄物処理法第2条第2項)
- ◆ 説明  
「事業系廃棄物の適正処理マニュアル」

# 事業系廃棄物の適正処理マニュアル

## 事業系廃棄物とは

デパート、スーパー、飲食店、事務所、工場、農家、商店、公共機関(例:市役所)など、すべての事業所の事業活動に伴って生じた廃棄物のことで、「産業廃棄物」(法律で定められた20種類)と「事業系一般廃棄物」に分けられます。

### 事業系廃棄物

#### 産業廃棄物

事業活動により生じたもので、法令で定める20種類の廃棄物

【7.8ページ参照】

#### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

【10ページ参照】

#### 事業系一般廃棄物

事業活動により生じた廃棄物のうち、産業廃棄物(法令で定められた20種類)に該当しないもの

【11ページ参照】

#### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

【13ページ参照】

# 事業系廃棄物の処理は、事業者の責務です

事業系廃棄物については、家庭から排出されるごみ(生活系廃棄物)とは区別され、事業者自らの責任による処理が義務付けられています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(抜粋)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」(抜粋)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、その事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

## ルールを守って処理しましょう

ごみの焼却は、法律により一部の例外を除いて、禁止されています。



違反者には、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。

ごみの不法投棄は法律により禁止されています。



# 産業廃棄物

下記及び次ページの20種類については、法令で産業廃棄物に指定されています。

あらゆる事業活動に伴うもの

種類	具体例
①燃え殻	石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他の焼却かす
②汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など全ての酸性廃液
⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)など、固形状および液状の全ての合成高分子系化合物
⑦ゴムくず	天然ゴムくず
⑧金属くず	空きカン、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(空きビン、板ガラス)、耐火レンガくず、コンクリート製品の製造に伴い発生するコンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)など
⑩鉱さい	鉱物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
⑪がれき類	工作物の除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片その他これに類する不要物
⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

## 保管

- 産業廃棄物を保管する際は、保管基準を遵守しましょう。
- 掲示板の設置や、廃棄物の飛散流出、地下水汚染防止のための囲いや必要に応じて容器の設置が必要です。

次のいずれかの方法で処理してください。

## 処理施設へ自己搬入

- 事業者自らが産業廃棄物を運搬する場合は、車両の表示、書面の備え付け(携帯)が必要となります。

## 許可業者へ委託契約

- 産業廃棄物の収集運搬、処分を委託する場合は、都道府県知事又は政令市長から許可を受けている業者へ委託しなければなりません。
- 委託契約の締結が必要です。
  - 収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約を締結しなければなりません。
  - 契約書は5年間保存しなければなりません。

種類	具体例	処理方法
⑬紙くず	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業、建設業から生ずる紙くず	<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold; color: black;">排出事業者</p> <p style="font-size: 1.1em; font-weight: bold; color: black;">処理委託契約</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid gray; background-color: #fff9c4; padding: 5px; font-weight: bold;">収集運搬業者</div> <div style="border: 1px solid gray; background-color: #fff9c4; padding: 5px; font-weight: bold;">処分業者</div> </div> <p style="font-size: 0.9em; margin-top: 10px;">3 産業廃棄物管理産票(マニフェスト)の交付が必要です。</p> <p style="font-size: 0.9em;">① 事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬受託者又は処分受託者に対し、所定の事項を記載した紙マニフェスト又は電子マニフェストを交付しなければなりません。</p> <p style="font-size: 0.9em;">② 事業者は、紙マニフェストの写しを5年間保存しなければなりません。</p> <p style="font-size: 0.9em;">③ 事業者は、毎年6月30日までに、その前年度に交付した紙マニフェストの交付実績を宮崎市に報告しなければなりません。</p> </div>
⑭木くず	建設業に係るもの、木材又は木製品製造業(家具製品製造業)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類、物品賃貸業にかかるもの、パレットなど	
⑮繊維くず	衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず、建設業に係るもの(工作物の新築・改築又は除去に伴い生じた繊維くず)	
⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずる、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど	
⑰動物系固形不要物	と畜場から生ずる獣畜に係る固形状の不要物、食鳥処理場から生じる食鳥に係る固形状の不要物	
⑱動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿	
⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体	
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		



# 産業廃棄物（具体例と処理方法）

## パソコン

資源有効利用促進法の施行により、使用済パソコンはメーカーに回収・再資源化が義務付けられています。

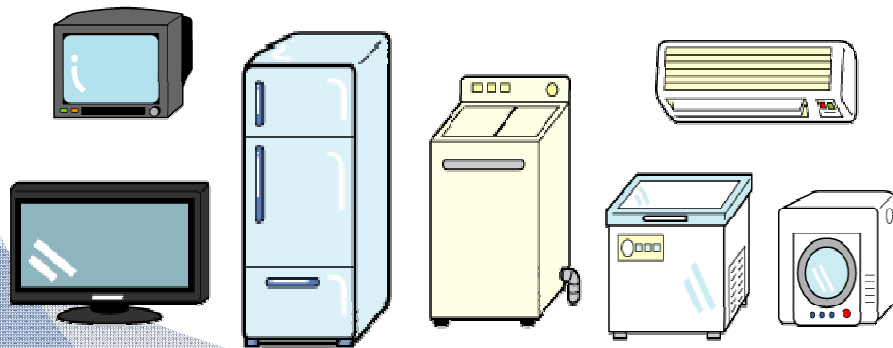
次の順位で処理してください。

- ①各メーカーに事業系パソコンとしての回収を依頼する。
- ②産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。



## 家電製品

エアコン  
テレビ  
冷蔵庫・冷凍庫  
洗濯機・衣類乾燥機



家電リサイクル法の施行により指定された家電製品は、リサイクルが義務付けられています。以下のいずれかの方法で処理してください。

- ①家電小売店へ引き取りを依頼する。
- ②産業廃棄物収集運搬業許可業者に依頼する。
- ③家電メーカーの指定引取り場所へ直接搬入する。

※いずれの場合でも家電リサイクル料金が必要です。

※①と②の場合は、別に収集運搬料金がかかります。

※②と③の場合は、事前に郵便局で「家電リサイクル券」を購入してください。

※③の場合の指定引取り場所は次のとおりです。

太信鉄源(株)(宮崎市大字赤江845番地(赤江工業団地内) TEL0985-53-6510

九州産交運輸(株)(宮崎市大字島之内6332番地1) TEL0985-37-0118

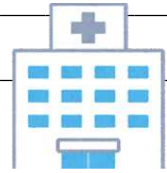
※対象品目かどうかわからない場合は、各メーカーにお問合せください。

※お問合せ

(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター TEL0120-319-640(フリーダイヤル)

# 特別管理産業廃棄物

種類	概要	処理方法
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類(難燃性のタールピッチ類等を除く)	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">管理責任者の選任</div> <p>事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければなりません。</p>
廃酸	著しい腐食性を有するpH2.0以下の廃酸	
廃アルカリ	著しい腐食性を有するpH12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物*	医療機関等から排出される産業廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの	
廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油	
PCB汚染物	PCBが染みこんだ汚泥、PCBが塗布され、又は染みこんだ紙くず、PCBが染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCBが付着し、又は封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCBが付着した陶磁器くず若しくはがれき類	
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したものでPCBを含むもの★	
廃水銀等	①特定の施設において生じた廃水銀等* ②水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀	
指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥★	
鉱さい	重金属等を一定濃度を超えて含むもの★	
特定有害産業廃棄物	<div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">処理方法</div> <p>事業者は、自ら特別管理産業廃棄物処理基準に従って処理を行うか、特別管理産業廃棄物の許可業者に運搬又は処分を委託しなければなりません。</p>	
廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの	
燃え殻*	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	
ばいじん*	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	
廃油*	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの★	
汚泥、廃酸または廃アルカリ*	重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの★	





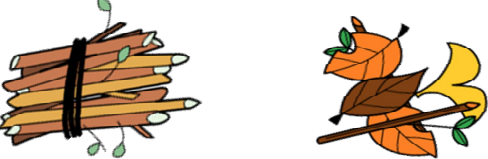
(備考)これらの廃棄物を処分するために処理したのも特別管理廃棄物の対象

\*印: 排出元の施設限定あり

★印: 廃棄物処理法施行規則及び金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(判定基準省令)に定める基準参照

# 事業系一般廃棄物

※業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

種類		具体例	処理方法
燃やせるごみ	生ごみ	調理くず、残飯、茶がら、卵の殻、貝殻など 	次のいずれかの方法で処理してください。  <div style="background-color: #FFC000; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する</div> <div style="background-color: #FFC000; padding: 5px; border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">処理施設へ自己搬入する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #FFD700; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">古紙類の注意点</div> <p>次の物は取り除いてください。</p> <p>粘着テープ、金属クリップ、フィルム類、ガラス製品、ファイル金具、輪ゴム、ホッチキス</p> </div>
	※食料品製造業などの業種から発生する生ごみ(動植物性残さ)は産業廃棄物です。		
	リサイクルできない紙類	感熱紙、紙コップ、写真、カーボン紙、ノンカーボン紙など 	
	小枝・落葉・木製品	剪定枝、草花、落葉、木製品 	
		※建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	
古紙類	新聞紙、ダンボール、雑誌類(週刊誌、書籍、パンフレット、カタログ、空き箱、菓子箱、紙袋、封筒、メモ用紙 など (名刺大以上のもの))、OA用紙(コピー用紙、コンピュータ用紙)、飲料用紙パック(500cc以上)  ※印刷業、製紙業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。		

宮崎市では、従業員の飲食に伴う以下のものに限り、事業系一般廃棄物として処理しています。

資源物	プラスチック製容器包装類 	従業員 の飲食に 伴うもの に限り ます。	<p>・中身を出して、洗ってください。 ・業務上で使用した廃プラスチック類は産業廃棄物です。</p> <p>(例) 弁当容器      菓子等の袋</p> 	<p>次のいずれかの方法で処理してください。</p> <div style="background-color: orange; padding: 5px; margin: 5px 0;">一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する</div> <div style="background-color: orange; padding: 5px; margin: 5px 0;">処理施設へ自己搬入する</div> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><b>(注)</b> 平成31年4月から従業員の飲食に伴う缶・びんの金属製キャップ、蓋については、「事業系一般廃棄物(燃やせないごみ)」になりますので、分別をお願いします。</p> </div>
	ペットボトル 		<p>フタとラベルを外して、中を洗ってください。</p> <p>(例) ペットボトル</p> 	
	缶・びん <b>(注)</b>		<p>フタを外して、中を洗ってください。</p> <p>(例) 飲料缶      飲料びん</p> 	
	燃やせないごみ		<p>缶・びんの金属製キャップ、蓋</p> 	

※ 蛍光管、乾電池については、「産業廃棄物」として処理をお願いします。

## 事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者

宮崎市ホームページで閲覧できます。  
URL <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>  
ホーム>くらし・手続き>ごみ・環境>事業系ごみ

## 事業系一般廃棄物の処理施設

種類	処理手数料	処理施設	お問合せ先	受入時間
燃やせるごみ	100kgごとに330円 (100kgに満たないときは100kgとして計算)	エコクリーンプラザ みやざき	住所: 大字大瀬町 6176-1 TEL: 0985-30-6511	月曜～土曜 8時30分～17時(祝・休日は休み) ※月曜が祝・休日の場合、8時30分～11時30分 毎月第3日曜 8時30分～12時、13時～17時
燃やせないごみ				
資源物	無料			
古紙類	宮崎地区製紙原料直納協同組合(TEL0985-39-2110)へお問合せください。			
生ごみ、木くず	リサイクルできる施設については、環境指導課(TEL0985-21-1763)へお問合せください。			

## 特別管理一般廃棄物

種類	概要	種類	概要
PCB 使用部品	廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれるPCBを使用する部品	ばいじん、燃え 殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng/gを超えて含有するもの
廃水銀	水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀	感染性一般 廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん		

お問合せ先

宮崎市環境部環境業務課 TEL0985-21-1762  
ホームページ <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/>

## 市町村等の責務(ごみ処理基本計画)

- ◆市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。  
(廃棄物処理法第6条第1項)
- ◆市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。  
(廃棄物処理法第6条の2第1項)

# 市町村等の責務(ごみ処理基本計画)

## 『宮崎市一般廃棄物処理基本計画』

基本理念

### 循環型社会の形成

基本方針

- ① 廃棄物の排出抑制と再生利用の促進
- ② 廃棄物の適正な処理の推進

平成30年度から第3次計画がスタート (H30年～R6年度)

※令和5年3月一部改訂。7年度からこの計画を見直す予定です。

# 事業者の責務

◆事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（廃棄物処理法第3条第1項）



## 事業者の責務

◆市町村長は、その区域内において事業活動に伴い**多量**の**一般廃棄物**を生ずる**土地又は建物の占有者**に対し、**当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成**、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

(廃棄物処理法第6条の2第5項)

事業用大規模建築物の根拠規定

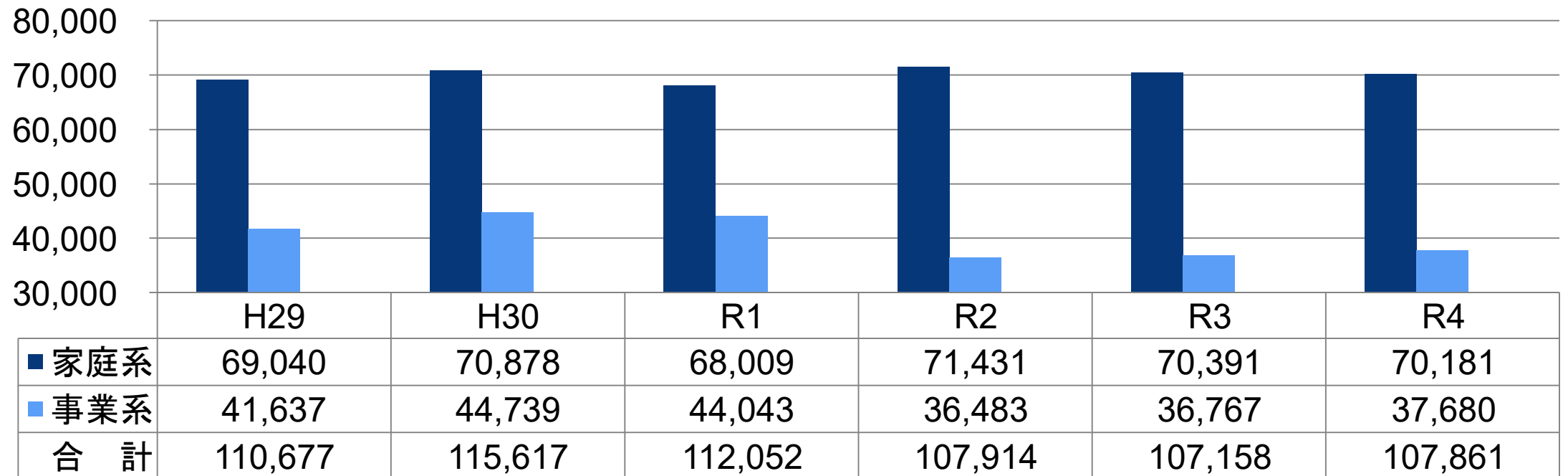
# ごみ処理の状況

## 「エコクリーンプラザみやざき」における 燃やせるごみの処理状況（令和4年度実績）

ごみの種類	処理量
家庭系一般廃棄物（家庭ごみ）	70,181 t
事業系一般廃棄物（厨芥類、剪定枝、その他可燃物）	37,680 t
合 計	107,861 t

# ごみ処理の状況

## 「エコクリーンプラザみやざき」における 燃やせるごみの処理実績の推移



(単位:t)

# ごみ処理の状況

事業用大規模建築物から排出される  
紙類、可燃ごみ(燃やせるごみ)の  
処理状況(令和4年度実績)

	紙類 (OA用紙・新聞雑誌・段ボール等)	可燃ごみ (厨芥類・剪定枝・その他可燃)
発生量	9,124t	8,605t
再資源化量	9,046t	1,463t
処分量	78t	7,142t

## ② 事業用大規模建築物について

宮崎市では、事業系一般廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理を推進するため、平成14年4月から、**事業用大規模建築物の所有者等**に対して、「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」により、次の2つの事項を義務づけています。

### ◆ 廃棄物管理責任者の選任

### ◆ 事業系一般廃棄物減量計画書の提出

# 廃棄物管理責任者の選任

事業用大規模建築物の所有者等は、その建築物ごとに「廃棄物管理責任者」を選任し、建築物から発生する廃棄物の減量・再資源化・適正処理に関して、下記の業務を担当させなければなりません。

また、責任者を選任・変更した場合、その旨を市長に届け出てください。

## 廃棄物管理責任者の役割

- ◎対象建築物から排出される廃棄物の実態把握
- ◎事業系一般廃棄物保管場所の管理
- ◎「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成に関する業務
- ◎対象建築物の所有者や利用者への指導や啓発
- ◎廃棄物の管理に関する関係者(所有者、占有者、ビルメンテナン業者、ビル清掃業者、廃棄物処理業者、資源回収業者、市等)との連絡・調整
- ◎対象建築物に対する立入検査の際の立ち会い

# 廃棄物管理責任者の選任基準

- ◎対象建築物ごとに1名選任してください。ただし、業務の遂行に支障がない限り、棟の異なる複数の対象建築物に、同一の「廃棄物管理責任者」を選任することもできます。
- ◎「廃棄物管理責任者」は、対象建築物全体の廃棄物の減量・再資源化・適正処理について、権限をもって業務を遂行できる必要があるため、所有者自身又は当該建築物の管理について責任を有する方、例えば、総務担当部・課長クラスの方を選任してください。

## 廃棄物管理責任者選任・変更届の提出期限

- ◎廃棄物管理責任者を選任(変更)した場合は、選任(変更)があった日から14日以内に、「廃棄物管理責任者選任(変更)届」(規則様式第7号の2)を提出してください。

# 廃棄物管理責任者選任・変更届の記入例

様式第7号の2

廃棄物管理責任者選任・変更届

令和〇〇年〇月〇日

宮崎市長殿

所有者等 住所 宮崎市橘通西1丁目1-1  
 氏名 宮崎ごみ減量産業(株)  
 代表取締役社長 減量太郎

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 〇〇-〇〇〇〇

廃棄物管理責任者を したので、宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する  
 条例第23条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用大規模建築物の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 宮崎市橘通西1丁目1-1
事業用大規模建築物の名称	宮崎ごみ減量産業ビル
新	廃棄物管理責任者 職名 宮崎ごみ減量産業(株) 総務課長 氏名 減量 次郎
	住所 宮崎市橘通西1丁目1-1
	電話番号 〇〇-〇〇〇〇 内線〇〇〇
	所有者等との関係 宮崎ごみ減量産業(株) 社員
	選任年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
(変更 の場合 のみ) 旧	廃棄物管理責任者 職名 氏名
	住所 宮崎市
	電話番号
	解任年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
	変更理由

## 所有者等

所有者等の住所・氏名(名称)を記入してください。  
 押印不要

## 廃棄物管理責任者

前頁の選任基準を参照。ただし、廃棄物や資源物の収集業者を、廃棄物管理責任者として選任することはできません。

## 職名

所属部署及び役職等を具体的に記載してください。

## 所有者等との関係

廃棄物管理責任者が本人、社員、受託者など、所有者等との具体的な関係を記載してください。

## 旧

廃棄物管理責任者に変更があった場合に記載してください。



# 事業系一般廃棄物減量計画書について

事業用大規模建築物の所有者等は、

- ①対象となる建築物全体から排出される**過去1年間の廃棄物の種類と発生量**
- ②廃棄物抑制の取り組み、再生利用（再資源化）の**実績**
- ③**これから1年間の発生量の見込み**、発生抑制の取り組み、再生利用の方策の計画

以上の①②③を踏まえた減量計画書を作成。

毎年、5月31日までに市長に提出しなければならない。

# 減量計画書(表面)の記入例

**提出年月日**

4月1日から  
5月31日まで

**届出者**

建物の所有者等

**廃棄物保管場所**

廃棄物と資源物の  
保管場所の有無及  
び面積、設置箇所  
が屋内・屋外を記入  
してください。

**記入者**

所有者等から選任  
された廃棄物管理  
責任者

様式第7号

事業系一般廃棄物減量計画書

令和〇〇年〇月〇日

宮崎市長殿

所有者等 住所 宮崎市橋通西1丁目1-1  
氏名 宮崎ごみ減量産業(株)  
代表取締役社長 減量太郎

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号 〇〇-〇〇〇〇

事業系一般廃棄物の減量に関する計画及び実績について、宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例第23条の2の規定により、次のとおり提出します。

<p>廃棄物の減量及び再資源化の現状</p> <p>ごみ箱は必要な数を準備し、分別表示を徹底して資源化・減量化に努めている。コピーは両面コピーや、使用済みの紙の裏面を利用し、枚数を節約している。 <b>①</b></p>	
<p>廃棄物の減量及び再資源化に対する今後の取り組み</p> <p>名刺サイズ以上の空き箱、菓子箱、紙袋、封筒等の古紙類も資源として分別する。従業員の適正ごみ分別に対する意識の啓発活動を推進する。 <b>②</b></p>	
<p>リサイクル製品導入状況</p> <p>会社の制服は、ペットボトルからできた再生繊維のものを使用している。コピー用紙は、再生紙を使用している。事務用品もリサイクル、補充ができるものを使用している。 <b>③</b></p>	<p>廃棄物保管場所</p> <p>廃棄物 有 (20.08㎡、屋外・屋内) ・ 無 資源物 有 (9.6㎡、屋外・屋内) ・ 無</p> <p>記入者(廃棄物管理責任者)</p> <p>職名 宮崎ごみ減量産業(株) 総務課長 氏名 減量次郎 電話番号 〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)</p>

## 減量計画書(表面)の記入方法①

### ○廃棄物の減量及び再資源化の現状 ( ① の欄)

#### 廃棄物の減量及び再資源化の現状

ごみ箱は必要な数を準備し、分別表示を徹底して資源化、減量化に努めている。

コピーは両面コピーや、使用済みの紙の裏面を利用し、枚数を節約している。

実施している廃棄物に関する取り組みを記入してください。

例えば、

◆ごみ箱は必要な数準備し、分別表示を徹底して資源化・減量化に努めている。

◆コピーは両面コピーや、使用済みの紙の裏面を利用し、枚数を節約している。

## 減量計画書（表面）の記入方法②

### ○廃棄物の減量及び再資源化に対する今後の取り組み（②の欄）

#### 廃棄物の減量及び再資源化に対する今後の取り組み

名刺サイズ以上の空き箱、菓子箱、紙袋、封筒等の古紙類も資源として分別する。

従業員の適正分別に対する意識の啓発を推進する。

#### ごみの減量やリサイクルの今後の取り組み

例えば、

◆名刺サイズ以上の空き箱、菓子箱、紙袋、封筒等の古紙類も資源として分別する。

◆従業員の適正分別に対する意識の啓発を推進する。

## 減量計画書（表面）の記入方法③

### ○リサイクル製品の導入状況（③の欄）

#### リサイクル製品の導入状況

会社の制服は、ペットボトルからできた再生繊維のものを使用している。

コピー用紙は、再生紙を使用し裏面も活用している。

事務用品もリサイクル、補充ができるものを使用している。

#### 例えば、

◆会社の制服は、ペットボトルからできた再生繊維のものを使用している。

◆コピー用紙は、再生紙を使用し裏面も活用している。

◆事務用品もリサイクル、補充ができるものを使用している。

# 減量計画書(裏面)の記入例

ごみとして処分した量

分別し、リサイクルした量

前年度の実績

収集・運搬を委託している業者等

今年度の計画

廃棄物の種類	発生量	処分量	資源化量	資源化率	処理状況 (処理委託業者名等)	
	トン/年 A+B	トン/年 A	トン/年 B	% B/A+B		
令和〇年度実績	OA用紙等	45	5	40	88.9	〇〇古紙リサイクル
	新聞・雑誌類	8	0	8	100	〇〇古紙リサイクル
	段ボール類	2	1	1	50	〇〇古紙リサイクル
	厨芥類(生ごみ等)	10	10	0	0	〇△清掃サービス
	剪定枝等(木・草)	5	5	0	0	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	その他可燃ごみ	7	7	0	0	〇△清掃サービス
	缶・ビン類	3	0	3	100	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	ペットボトル	0.5	0	0.5	100	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	プラスチック製容器	0.3	0.2	0.1	33.3	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	その他不燃ごみ	2	2	0	0	〇△清掃サービス
	その他 ( )					
合計	82.8	30.2	52.6	63.5		
令和〇年度計画	OA用紙等	40	0	40	100	〇〇古紙リサイクル
	新聞・雑誌類	8	0	8	100	〇〇古紙リサイクル
	段ボール類	2	1	1	50	〇〇古紙リサイクル
	厨芥類(生ごみ等)	10	2	8	80	〇△清掃サービス
	剪定枝等(木・草)	4	4	0	0	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	その他可燃ごみ	7	7	0	0	〇△清掃サービス
	缶・ビン類	3	0	3	100	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	ペットボトル	0.4	0	0.4	100	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	プラスチック製容器	0.3	0.1	0.2	66.7	エコクリーンプラザみやざきへ自己搬入
	その他不燃ごみ	2	2	0	0	〇△清掃サービス
	その他 ( )					
合計	76.7	16.1	60.6	79.0		

## 減量計画書(裏面)の表記

- ・発生量(トン/年)・・・種類毎の年間排出量  
(処分量と資源化量の合計)
- ・処分量(トン/年)・・・ごみとして処分した量
- ・資源化量(トン/年)・・・分別し、リサイクルした量
- ・資源化率(トン/年)・・・リサイクル率  
(発生量における、資源化量の割合)

産業廃棄物は対象外なので、計上しないでください。

## ごみの適正処理のために

準備



現状把握



計画



実行



点検

- ・ 廃棄物管理責任者の選任
- ・ 実態把握（排出量の確認）
- ・ 減量計画書の作成
- ・ 計画に基づき、ごみ減量に取り組む
- ・ 定期的な点検の実施、改善点の洗い出し



# ③ 事業用大規模建築物の立入検査について

# 立入検査の目的

立入対象の建築物を訪問し、

- ・ 事業系一般廃棄物減量計画書の内容確認
- ・ 廃棄物処理の実態

を検査、点検、助言等を行う。

# 令和5年度立入検査結果

期 間：令和5年9月～令和5年12月

対 象：93事業所

内 訳：新規事業所、公共施設、官公庁、学校、工場、  
小売店、スーパー等

調査項目：①事務所内の分別状況の調査

②廃棄物保管場所の分別状況の調査

③廃棄物管理者への聞き取り

## ①事務所内の分別状況の調査

- 1-1. ごみ箱は適正管理されているか
- 1-2. ごみ袋内の状態（異物混入や汚れの状況）
- 1-3. 可燃ごみの中に資源プラや古紙（資源ごみ）は混入していないか
- 1-4. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在していないか

# ①事務所内の分別状況の調査

## 1-1. 従業員のごみが集まる場所（休憩室・給湯室等）のごみ箱は適正管理されているか

状況	件数	備考
良い	78	今回立入した事業所の多くは従業員の持ち込みごみは各自持ち帰らせるなどしてごみの量を減らして、ごみ箱の種類も少ない。ごみの種別の表示が一部消えかけている事業所がある。
概ね良い	0	
悪い	0	
その他 (保管庫のみ確認)	15	
計	93	

# ①事務所内の分別状況の調査

## 1-2. 従業員のごみが集まる場所（休憩室・給湯室等）のごみ袋内の状態（異物混入や汚れの状況）

状況	件数	備考
良い	78	事業所の多くは資源プラを産業廃棄物として処理していて可燃・不燃のごみ箱しかないところもある。ごみ箱内に汚れたトレイ等が入っていない。
概ね良い	0	
悪い	0	
その他 (保管庫のみ確認)	15	
計	93	

# ①事務所内の分別状況の調査

## 1-3. 可燃ごみの中に資源プラや古紙（資源ごみ）は混入していないか

状況	件数	備考
良い	78	資源化できる古紙類を入れる容器が他のごみ箱とは別のところであり可燃のごみ箱に資源化できる菓子箱・紙類等が一部混ざっているところが認められた。
概ね良い	0	
悪い	0	
その他 (保管庫のみ確認)	15	
計	93	

# ①事務所内の分別状況の調査

## 1-4. 事業系一般廃棄物と産業廃棄物が混在していないか

状況	件数	備考
良い	78	従業員が持ち込んで分別された資源プラの一般廃棄物と事業活動で出た産業廃棄物のプラ類との混入はない。
概ね良い	0	
悪い	0	
不明 (保管庫のみ確認)	15	
計	93	



## ②廃棄物保管場所の分別状況の調査

2-1. 一般廃棄物は整理整頓されているか

2-2. 古紙は濡れる心配がないか

2-3. 悪臭はないか

## ②廃棄物保管場所の分別状況の調査

### 2-1. 一般廃棄物は整理整頓されているか

状況	件数	備考
良い	93	ごみの分別は適正であるが、保管場所の広さの関係で、事業系一廃と産廃を区別する仕切りが無い事業所が認められた。
概ね良い	0	
悪い	0	
その他	0	
計	93	

## ②廃棄物保管場所の分別状況の調査

### 2-2. 古紙は濡れる心配がないか

状況	件数	備考
良い	92	保管場所は屋内、若しくは屋根付きの場所が殆どであった。
概ね良い	1	
悪い	0	
その他	0	
計	93	

## ②廃棄物保管場所の分別状況の調査

### 2-3. 悪臭はないか

状況	件数	備考
良い	93	生ごみは空調のある保管庫に保管し、週2～3回回収しているか、または、空調がなくても毎日収集されているので悪臭が発生しにくい状況であった。
概ね良い	0	
悪い	0	
その他	0	
計	93	

## ③廃棄物管理者への聞き取り

3-1. 事業所で実施している減量化への  
取り組みについて

3-2. 廃棄物のことで困っていること

## ③廃棄物管理者への聞き取り

### 3-1. 事業所で実施している減量化・再資源化への取り組みについて

- ・ OA用紙の裏面使用
- ・ タブレットの普及によるペーパーレス化の推進
- ・ 従業員に対してのごみ減量化に向けた啓発活動

## ③廃棄物管理者への聞き取り

### 3-2. 廃棄物のことで困っていること

- ・ 収集運搬業者に依頼しているので特に困っていることはない
- ・ 従業員が生活系ごみと事業系ごみの分別の違いで、一般廃棄物と産業廃棄物の分別に間違いがあるなど、指示・指導が徹底していないところがある
- ・ 蛍光灯のLED化がそれほど進んでおらず、蛍光管の回収が年に1～2回のため、溜まって置き場所に困っている

ご清聴ありがとうございました

令和6年2月 宮崎市環境業務課